

桑名市告示第148号

桑名市いきいき訪問（訪問型サービスC）事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市いきいき訪問（訪問型サービスC）事業実施要綱

桑名市いきいき訪問（訪問型サービスC）事業実施要綱（平成30年桑名市告示第101号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 一般原則及び基本方針（第6条・第7条）

第2節 人員に関する基準（第8条・第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条）

第4節 運営に関する基準（第11条—第37条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第38条—第40条）

第3章 雑則（第41条・第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、いきいき訪問（訪問型サービスC）（桑名市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成27年桑名市規則第20号。以下「総合事業実施規則」という。）第3条第1号ウに規定するいきいき訪問（訪問型サービスC）をいい、以下「いきいき訪問」という。）の事業の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び総合事業実施規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いきいき訪問事業 いきいき訪問を行う事業をいう。
- (2) 指定いきいき訪問事業実施者 いきいき訪問事業を行うことにつき市長が法第115条の45の3第1項の指定をする者をいう。
- (3) 指定いきいき訪問 指定いきいき訪問事業実施者の指定に係るいきいき訪問事業を行う事業所により行われるいきいき訪問をいう。
- (4) 指定いきいき訪問事業所 指定いきいき訪問事業実施者が、指定いきいき訪問を行う事業所をいう。
- (5) 利用料 法第115条の45の3第1項に指定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (6) 第1号事業支給費基準額 第5条第1項の規定により算定した費用の額をいう。

（事業の実施）

第3条 市は、次条に規定する対象者が、指定いきいき訪問事業所により行われる指定いきいき訪問の事業を利用した場合において、当該対象者に対し、当該事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給するものとする。

2 指定いきいき訪問の事業に係る施行規則第140条の63の6本文の規定による市町村が定める基準は、次章に規定するものとし、当該基準は同条第2号に該当するものとして定める。

3 第1項の規定による第1号事業支給費の支給に当たって、市は、指定いきいき訪問事業実施者として、次の各号のいずれかに該当する者又は該当することが確実な者を法第115条の45の3第1項の規定により指定するものとする。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者
- (2) 指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者

- (3) 指定居宅サービス等基準第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者
- (4) 指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者
- (5) 指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者
- (6) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者

4 前各項の規定に関わらず、市は、いきいき訪問事業を委託により実施することができる。この場合において、市は前項各号のいずれかに該当する者又は該当することが確実な者であって次章に規定する基準に従って事業を実施できる者に委託するものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、総合事業実施規則第5条第1号に規定する者で、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える者とする。

(事業に要する費用の額)

第5条 施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する市町村が定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 指定いきいき訪問に要する費用の額は、別表単位数表により算定するものとする。
 - (2) 指定いきいき訪問に要する費用の額は、1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとし、1単位の単価は10円とする。
 - (3) 前2号の規定により指定いきいき訪問に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 2 指定いきいき訪問に係る施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する市町村が定める割合は、100分の90とする。ただし、別表単位数表のいきいき訪問費のアの規定による費用の額に係る当該割合は、100分の100とする。
- 3 市は、いきいき訪問事業を委託する場合においては前各項の規定により算定する第1号事業支給費の額に相当する金額を当該事業の委託者に支払うものとする。この場合において、当該受託者は、当該事業の利用者から当該事業に要する費用の額として、第1項の規定の例により算定した額から当該事業に係る当該受託者に支払われる委託料の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

第2章 人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 一般原則及び基本方針

(指定いきいき訪問事業の一般原則)

第6条 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 指定いきいき訪問事業実施者は、法人でなければならない。
- 6 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問の事業と次の各号のいずれかの事業とを同一の事業所において一体的に運営するものとする。
 - (1) 指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護の事業
 - (2) 指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護の事業
 - (3) 指定居宅サービス等基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションの事業
 - (4) 指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護の事業
 - (5) 指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションの事業
 - (6) 指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護の事業

(基本方針)

第7条 指定いきいき訪問は、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士等が当該対象者の居宅等を訪問し、アセスメント及びモニタリングを実施しながら、当該対象者やその家族等に対して当該対象者が自立した日常生活を営むための機能向上に資する助言、指導及び環境調整等を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上及び社会参加の推進を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(人員基準)

第8条 指定いきいき訪問事業実施者が指定いきいき訪問事業所ごとに置くべき理学療法士等（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下同じ。）の員数は、1以上とする。

2 前項の理学療法士等は、次の各号に定める経験を有する者でなければならない。

- (1) 桑名市地域ケア個別会議に参加又は傍聴すること。
- (2) 他の理学療法士等が従事する指定いきいき訪問の提供に同行すること。

(管理者)

第9条 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問事業所ごとにその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定いきいき訪問事業所の管理上支障がない場合は、当該指定いきいき訪問事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第10条 指定いきいき訪問事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定いきいき訪問の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する運営規程の概要、理学療法士等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定いきいき訪問事業実施者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定いきいき訪問事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定いきいき訪問事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定いきいき訪問事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定いきいき訪問事業実施者の使用に係る電子計算

機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定いきいき訪問事業実施者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定いきいき訪問事業実施者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定いきいき訪問事業実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
(提供拒否の禁止)

第12条 指定いきいき訪問事業実施者は、正当な理由なく指定いきいき訪問の提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

第13条 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間(施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無)を確かめるものとする。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定いきいき訪問を提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。)の実施者(以下「介護予防支援事業者等」という。)が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。))等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第15条 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を利用するための援助)

第16条 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問の提供の開始に際し、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていないときは、介護予防支援事業者等を紹介する等、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定いきいき訪問事業実施者は、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画(桑名市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱(令和6年桑名市告示第147号。以下「介護予防ケアマネジメント要綱」という。の規定により作成されるケアプランを含む。))を含む。以下同じ。))が作成されている場合は、当該計画に沿った指定いきいき訪問を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

- 第18条 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業実施者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。
(身分を証する書類の携行)
- 第19条 指定いきいき訪問事業実施者は、理学療法士等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
(サービスの提供の記録)
- 第20条 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問を提供した際には、当該指定いきいき訪問の提供日及び内容、当該指定いきいき訪問について支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。
(利用料等の受領)
- 第21条 指定いきいき訪問事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる指定いきいき訪問を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定いきいき訪問に係る第1号事業支給費基準額から当該指定いきいき訪問事業実施者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定いきいき訪問事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定いきいき訪問を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定いきいき訪問に係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定いきいき訪問事業実施者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の実業の実施地域以外の地域の居宅において指定いきいき訪問を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定いきいき訪問事業実施者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(利用者に関する市への通知)
- 第22条 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由なしに指定いきいき訪問の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
(緊急時等の対応)
- 第23条 理学療法士等は、現に指定いきいき訪問の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(管理者の責務)
- 第24条 指定いきいき訪問事業所の管理者は、指定いきいき訪問事業所の従業者の管理及び指定いきいき訪問の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定いきいき訪問事業所の管理者は、当該指定いきいき訪問事業所の従業者に第1節から次節までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)
- 第25条 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定いきいき訪問の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第26条 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者に対し適切な指定いきいき訪問を提供できるよう、指定いきいき訪問事業所ごとに、理学療法士等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問事業所ごとに、当該指定いきいき訪問事業所の理学療法士等によって指定いきいき訪問を提供しなければならない。

3 指定いきいき訪問事業実施者は、理学療法士等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定いきいき訪問事業実施者は、適切な指定いきいき訪問の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

5 指定いきいき訪問事業実施者は、理学療法士等の資質向上のために、市が開催する桑名市地域ケア個別会議（桑名市地域ケア個別会議要綱（平成26年桑名市告示第206号）に規定する桑名市地域ケア個別会議をいう。以下同じ。）に諮る案件を積極的に受け持つものとする。

(業務継続計画の策定等)

第27条 指定いきいき訪問事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定いきいき訪問の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、理学療法士等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定いきいき訪問事業実施者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第28条 指定いきいき訪問事業実施者は、理学療法士等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定いきいき訪問事業実施者は、当該指定いきいき訪問事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定いきいき訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、理学療法士等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定いきいき訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定いきいき訪問事業所において、理学療法士等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(秘密保持等)

第29条 指定いきいき訪問事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、当該指定いきいき訪問事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定いきいき訪問事業実施者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場

合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第30条 指定いきいき訪問事業者等は、指定いきいき訪問事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第31条 指定いきいき訪問事業実施者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 指定いきいき訪問事業実施者は、提供した指定いきいき訪問に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条 指定いきいき訪問事業実施者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する担当職員並びに同条第2項の介護支援専門員及び介護予防ケアマネジメント要綱第8条に規定する担当職員をいう。以下同じ。）又は対象者に対して、利用者に必要なサービスを提供しないよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域との連携等)

第34条 指定いきいき訪問事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定いきいき訪問に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定いきいき訪問を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定いきいき訪問の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第35条 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者に対する指定いきいき訪問の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者に対する指定いきいき訪問の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第36条 指定いきいき訪問事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定いきいき訪問事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定いきいき訪問事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定いきいき訪問事業所において、理学療法士等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第37条 指定いきいき訪問事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者に対する指定いきいき訪問の提供に関する次の各号に掲

げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) いきいき訪問計画
- (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第39条第13号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第22条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定いきいき訪問の基本取扱方針)

第38条 指定いきいき訪問は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定いきいき訪問事業実施者は、自らその提供する指定いきいき訪問の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定いきいき訪問事業実施者は、指定いきいき訪問の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者に係る桑名市地域ケア個別会議が開催されるときは、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、理学療法士等を当該桑名市地域ケア個別会議に出席させるものとする。

(指定いきいき訪問の具体的取扱方針)

第39条 理学療法士等の行う指定いきいき訪問の方針は、第7条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定いきいき訪問の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定いきいき訪問の提供の開始に際し、理学療法士等は、利用者に係る介護予防支援事業者等の担当職員等とともに利用者の居宅を訪問し、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況並びに利用者の身体状況、居住環境等の現況を踏まえ、その解決によって生活機能の維持又は向上に資すると期待される課題の把握(以下「アセスメント」という。)及び利用者に対する生活機能の維持又は向上に向けた指導、助言、生活環境の調整等の支援(以下「初回サービス」という。)を実施するものとする。
- (3) 指定いきいき訪問事業実施者は、初回サービスにおけるアセスメントにおいて把握された課題及び初回サービスの提供状況等について、市長が定める様式により利用者に係る介護予防支援事業者等に交付し、必要に応じて当該利用者に係る介護予防サービス計画の作成又は変更に当たって必要な助言を行うものとする。
- (4) 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者に係る介護予防サービス計画において初回サービスに該当しない指定いきいき訪問(以下「2回目以降のサービス」という。)の提供が位置付けられている場合は、アセスメントにおいて把握された課題及び利用者の希望を踏まえて、指定いきいき訪問の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載したいきいき訪問計画を作成するものとする。
- (5) いきいき訪問計画は、介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (6) いきいき訪問計画は、次に掲げるところにより作成しなければならない。
 - ア 2回目以降のサービスは、その提供を、1週につき1回を超え、又は、初回サービスを提供した日の属する月を含めて12箇月以内の期間において8回を超えないものとしていること。

イ 指定いきいき訪問の提供時間を、原則として1回につき1時間を超えないものとしていること。

- (7) 指定いきいき訪問事業実施者は、いきいき訪問計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (8) 指定いきいき訪問事業実施者は、いきいき訪問計画を利用者に係る介護予防支援事業者等に交付しなければならない。
- (9) 指定いきいき訪問事業実施者は、いきいき訪問計画を作成した際には、当該いきいき訪問計画を利用者に交付しなければならない。
- (10) 2回目以降のサービスの提供に当たっては、いきいき訪問計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (11) 指定いきいき訪問の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (12) 指定いきいき訪問の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (13) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (14) 指定いきいき訪問の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (15) 指定いきいき訪問事業実施者はいきいき訪問計画に基づき2回目以降のサービスを提供するごとに、当該いきいき訪問計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、市長が定める様式により、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該いきいき訪問計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を、モニタリングを行うに当たって指定いきいき訪問事業実施者が必要と認める期間ごとに少なくとも1回は、行うものとする。
- (16) 指定いきいき訪問事業実施者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (17) 指定いきいき訪問事業実施者は、利用者に係る地域ケア個別会議において受けた助言又はモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じていきいき訪問計画の変更を行うものとする。
- (18) 第1号から第16号までの規定は、前号に規定するいきいき訪問計画の変更について準用する。（指定いきいき訪問の提供に当たっての留意点）

第40条 指定いきいき訪問の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定いきいき訪問事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメント（これに相当する課題の把握を含む。）をいう。）において把握された課題、指定いきいき訪問の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
 - (2) 指定いきいき訪問事業実施者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。
- 2 指定いきいき訪問事業実施者は、初回サービスの提供に当たっては、必ずしも、当該初回サービスの提供を介護予防サービス計画に位置付け、又は、サービス担当者会議に参加することを要しないものとする。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第41条 指定いきいき訪問事業実施者及び指定いきいき訪問の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この告示において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的

記録により行うことができる。

- 2 指定いきいき訪問事業実施者及び指定いきいき訪問の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（その他）

第42条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（管理者に係る経過措置）

- 2 令和7年3月31日までの間は、この告示の規定による改正後の桑名市いきいき訪問（訪問型サービスC）事業実施要綱第9条及び第24条の規定は適用しない。

別表（第5条関係）

単位数表

いきいき訪問費

ア 初回サービスの場合（1回につき）

- (1) サービスの提供時間が30分までの場合 500単位
- (2) サービスの提供期間が30分から1時間までの場合 1,000単位

イ 2回目以降のサービスの場合（1回につき）

- (1) サービスの提供時間が30分までの場合 500単位
- (2) サービスの提供時間が30分から1時間までの場合 1,000単位

注1 第8条に定める従業員の員数を置いている指定いきいき訪問事業所において、指定いきいき訪問を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。

2 同一週に1回を超えて提供した指定いきいき訪問については、いきいき訪問費は算定しない。

3 アについては、12月に1回を限度として、所定単位数を算定する。

4 イについては、アを算定した月から起算して、12月以内の期間に限り、8回を限度として、所定単位数を算定する。